

監査結果公表第4号

公の施設の指定管理者監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 5年 2月20日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	谷口	周司
同	小林	博次

目 次

1. 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会 1
(四日市市障害者福祉センター、健康福祉部 障害福祉課)

2. 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 7
(四日市市三浜文化会館、シティプロモーション部 文化課)

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会
健康福祉部 障害福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 令和 4年12月12日から令和 5年 1月18日まで
- 4 監査期間 令和 5年 1月19日
- 5 監査対象年度 令和3年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会
代 表 者	会長 伊藤 八峯
住 所	四日市市諏訪町2番2号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市障害者福祉センター	
所 在 地	四日市市諏訪町2番2号	設置年月：平成2年8月
指 定 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指 定 管 理 料	34,980,000円（令和3年度）	
指 定 管 理 に 係る収支状況 （令和3年度）	収 入	34,980,483円
	支 出	35,126,714円
	収 支	△146,231円

利 用 実 績	年間利用者数	
	令和元年度	30,644人
	令和2年度	21,964人 (前年度比 8,680人減)
	令和3年度	15,963人 (前年度比 6,001人減)

3 指定管理の業務範囲

ア 障害者デイサービス事業の実施に関すること。

イ 障害者デイサービスに係る使用許可、センターの施設の使用許可・取消し等に関すること。

ウ 施設等の維持管理に関すること。

エ その他、センターの運営に関すること。

4 収支状況

(単位：円)

項 目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
指定管理料	34,980,000	34,980,000	0
その他収入	0	483	483
収入 計	34,980,000	34,980,483	483
人件費	30,669,000	27,638,922	△3,030,078
消耗品費	867,000	656,077	△210,923
燃料費	192,000	60,848	△131,152
印刷製本費	60,000	2,870	△57,130
修繕料	320,000	37,415	△282,585
通信運搬費	300,000	262,384	△37,616
保険料	247,000	172,970	△74,030
委託料	3,981,000	2,369,664	△1,611,336
賃借料	1,719,000	1,126,836	△592,164
その他	28,000	9,000	△19,000
委託・提案事業費	60,000	0	△60,000
一般管理費	2,793,000	2,789,728	△3,272
支出 計	41,236,000	35,126,714	△6,109,286
収 支	△6,256,000	△146,231	6,109,769

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われないリスク

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管所属【健康福祉部 障害福祉課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

(3) 指定管理料の算定及び支出の手續におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 四日市市障害者福祉センター（以下「障害者福祉センター」という。）は四日市市総合会館内にあり、維持管理業務のうち、施設清掃、施設警備、空調設備保守点検、消防設備保守点検、電気設備保守点検等については、総合会館を一括管理する管財課が業務委託で実施することとなっており、基本協定書にもその旨が記載されている。指定管理者としては、利用者から施設に関する意見等を聞き取った際には、必要に応じて管財課へ連絡を入れるなど、利用者が安全かつ快適に施設を使用することができるよう努めている。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われ
ないリスク

- ◆施設の使用許可、利用に係る料金の収納や減免、還付等の手續が適正に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 施設の使用許可、利用に係る料金の収納や還付等について、障害者福祉センター条
例の規定に基づき適正な事務処理を行っている。なお、障害者福祉センターの使用料
の徴収の事務を指定管理者に委託することの告示及び公表も所管部局にて適切に行わ
れている。

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われ
ないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管
理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理
されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 施設管理業務に係る収支と、団体としての業務に関する収支は明確に分けられてお
り、所管部局による内容の確認を受けている。
ただし、現金出納簿の記載において、一部不適切と思われる事例が見受けられた。

意 見

小口現金を取り扱う際においては、適切かつ速やかに小口現金出納表に記載を行い、
適切な現金の管理に努めること。

【健康福祉部 障害福祉課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

- ◆ア 指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、
偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあ
たり不適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 指定管理者の選定については、平成30年度において、四日市市公の施設に係る指
定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第1号に基づき公募によらない特
定した候補者として選定し、指定管理者選定委員会の審査の結果、当該団体が指定管
理者に選定されている。

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われ
ないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われてい
るか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理し、ヒアリングや協議も行った
り、適宜施設を訪問したりして、適切に業務の履行確認を行っている。
モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行っている。

（3）指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

- ◆ 指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理料は、実績金額をもとに、必要な指定管理業務内容に見合うように算定しているとのことである。
指定管理料の支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続をとっている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

指 摘

管理運営規程の適正な整備について【合規性の視点】

指定管理者が行う障害者福祉センターの管理運営について定める「四日市市障害者福祉センター管理運営規程」において、引用条項や開館時間の記載など、改正されないままとなっている条文が見受けられた。現状にあわせた適切な形に改正すること。

意 見

① コロナ禍における施設の活用のための取り組みについて【住民福祉向上の視点】

新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用者数の減少がみられる状況において、言語訓練の一部や障害者福祉講座をオンラインで行うなど、コロナ禍においても利用者が活用できるような取り組みを実施している。事業の性質上難しい部分もあるかとは思われるが、今後もICTの活用などに積極的に取り組み、障害者が活用しやすい事業や環境づくりに努めること。

② 指定管理業務の適切な実施について【有効性の視点】

指定管理施設である障害者福祉センターの所長が、同じ部屋にある四日市市障害者自立生活支援センター「かがやき」（指定管理者である四日市市社会福祉協議会の施設）の所長を兼ねている。実際に業務を行うにあたっては、その業務が指定管理に含まれるか指定管理外であるかの区分を適切に行って業務にあたること。

③ 他部局との連携について【有効性の視点】

施設を利用する障害児については、市のこども未来部や教育委員会とも連携を図り、利用者の要望に応えられるよう努めること。

④ 利用者の意見の把握について【住民福祉向上の視点】

アンケートなどにより把握した利用者の意見等については、しっかりと受け止めつつ、所管課と密接な連携を図りながら課題の解決に努め、利用者のサービス向上につなげること。

⑤ 非常勤運転手の業務について【効率性の視点】

非常勤の運転手については、送迎以外の時間は車両の管理のほかに事務の補助をしているとのことであるが、運転以外の時間においても無駄が生じることのないよう、引き続き効果的な活用を図ること。

【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会・健康福祉部 障害福祉課】

意見

① 指定管理者による適切な施設管理とその確認について【有効性の視点】

四日市市社会福祉協議会は、障害者福祉センター以外の施設の指定管理も行っており、スムーズに業務を行うことができる一方で、市と指定管理者の間には適切な緊張感が保たれるべきである。業務が仕様書通りに適切に行われているかの確認を、所管課がいかに効率的に行うかということ意識しつつ、遺漏のないような形で指定管理業務の実施に、所管課・指定管理者双方で協力して取り組むこと。

② 事業収支における実施計画と指定管理料の適切な算定について【経済性の視点・効率性の視点】

令和3年度の事業の実施計画においては、支出が収入を上回っており、指定管理料では必要な経費を十分に賄えないような状態であると認識できる。実際に事業計画を立てる際には、真に必要な事業内容であるかを十分精査するとともに、必要な事業が行えるよう、適切な指定管理料の算定に努めること。

③ 障害者福祉関係団体の活動場所の確保について【有効性の視点】

障害者福祉関係団体からは、活動できる場所が少ないとの声を聞くことがある。コロナ禍で部屋の確保が難しくなったとのことであるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う相談も増え、その対応も必要である。こうした団体の活動を支援するためにも、所管課と指定管理者は関係団体も含めて調整を行い、活動場所の確保に努めること。

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団
シティプロモーション部 文化課(指定管理に関する事務の所管所属)
- 3 事前調査期間 令和 4年12月14日から令和 5年 1月18日まで
- 4 監査期間 令和 5年 1月19日
- 5 監査対象年度 令和3年度
- 6 監査対象事項 施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- 7 監査の主な実施内容 四日市市監査基準に基づき、監査対象への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、出納その他の事務の執行に内在するリスクを想定し、リスク発現を防止するための対応策を確認するとともに、出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取したうえで、諸帳簿等の抽出調査を行った。公の施設の指定管理者に対しては、条例及び協定書等に沿って適切な管理が行われているか、また、所管所属に対しては、公の施設の指定管理者への指導監督が適切に行われているかにそれぞれ重点を置いて監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

名 称	公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団
代 表 者	理事長 小林 長久
住 所	四日市市本町9番8号

2 指定管理の内容

施 設 名	四日市市三浜文化会館	
所 在 地	四日市市海山道町一丁目 1532-1	設置年月：平成28年12月
指 定 期 間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日	
指 定 管 理 料	77,000,000円(令和3年度)	
指 定 管 理 に 係る収支状況 (令和3年度)	収 入	85,259,369円
	支 出	86,628,103円
	収 支	△1,368,734円

利 用 実 績	年間利用者数（令和元年度・令和2年度は直営）		
	令和元年度	114,163人	
	令和2年度	60,733人	（前年度比 53,430人減）
	令和3年度	58,575人	（前年度比 2,158人減）

3 指定管理の業務範囲

- ア 使用許可、使用許可の取消し、特別の設備の設置許可等に関すること。
- イ 利用料金の徴収・減免・還付等に関すること。
- ウ 施設等の維持管理に関すること。
- エ その他、事業の運営に関すること。

4 収支状況

（単位：円）

項 目	実施計画 (a)	実績額 (b)	比較増減 (b) - (a)
利用料金収入	9,000,000	8,013,629	△986,371
指定管理料	77,000,000	77,000,000	0
委託・提案事業収入	261,000	227,860	△33,140
その他収入	0	17,880	17,880
収入 計	86,261,000	85,259,369	△1,001,631
人件費	30,100,000	30,928,632	828,632
消耗品費	1,002,000	528,953	△473,047
燃料費	55,000	16,872	△38,128
印刷製本費	550,000	437,070	△112,930
光熱水費	5,500,000	3,135,910	△2,364,090
修繕料	2,148,000	2,308,251	160,251
通信運搬費	428,000	246,530	△181,470
手数料	197,000	36,300	△160,700
保険料	468,000	558,780	90,780
委託料	36,378,000	36,423,371	45,371
賃借料	1,812,000	473,465	△1,338,535
その他	3,995,000	3,387,022	△607,978
委託・提案事業費	3,931,007	5,537,432	1,606,425
一般管理費	3,551,000	2,609,515	△941,485
支出 計	90,115,007	86,628,103	△3,486,904
収 支	△3,854,007	△1,368,734	2,485,273

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

●指定管理者【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われないリスク

(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

●所管所属【シティプロモーション部 文化課】

(1) 指定管理者の指定におけるリスク

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

(3) 指定管理料の算定及び支出の手續におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査の結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

(1) 公の施設が適切に管理されず、安全性が確保されないリスク

◆施設が、関係法令、条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されず、安全性が不十分となっていないか。具体的には、使用者の安全や施設の景観を損なうような状況が発生していないかを適宜確認し、何かあれば速やかに対処されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 電気・機械設備等定期点検、消防用設備等の点検といった法定点検、館内施設の保守点検、清掃、修繕が必要となった箇所への対応等を適宜実施し、協定書等で定められた義務の履行についても確実にしている。この点について、所管部局の実査やヒアリングにより確認を受けている。

(2) 施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、公平公正に、規定の手續に基づいて行われないリスク

◆利用料金を指定管理者が設定する場合、あらかじめ市の承認を得ているか。また、施設の使用許可、利用料金の収納や減免、還付等の手續が適正に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 四日市市三浜文化会館（以下「三浜文化会館」という。）の利用料金額については、三浜文化会館条例施行規則第9条第1項に定めるとおり、同規則別表に定める額を上限としており、実際には指定管理者制度導入前の金額と同額に設定されている。設定時には、市の所管部局と協議のうえで、従前と同額とする旨を決定しているとのことであるが、同規則第9条第2項に定める利用料金承認申請書を市長へ提出してその承認を受けるという手続きが取られていなかった。

指 摘

利用料金額の設定にあたっては、同規則に定める承認の手続きを適正かつ速やかに行うこと。

（3）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク

- ◆施設の管理に係る収支会計処理は、証拠書類を整えた上で適切に行われているか。指定管理業務に関する会計が、指定管理者の団体としての業務に関する会計とまとめて会計管理されたり、指定管理料が団体としての業務の経費と混同されたりしていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 施設管理業務に係る収支と、団体としての業務に関する収支は明確に分けられており、所管部局による内容の確認を受けている。
ただし、現金の取り扱いにおいて、現金出納簿が作成されていないものが一部見受けられた。

指 摘

施設での現金管理においては、利用料金のみならず、委託・提案事業の参加料についても適切に現金出納簿を作成し、事故のないよう厳格に管理を行うよう速やかに改めること。

【シティプロモーション部 文化課】

（1）指定管理者の指定におけるリスク

- ◆指定管理者の指定において、法、条例等に基づいた、適正・公正な指定が行われず、偏った視点で指定されたり、当該施設の目的やコンセプトに沿った管理運営を行うにあたり不適当な団体が指定されたりするリスクはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理者の選定については、令和2年度において、四日市市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項第1号に基づき公募によらない特定した候補者として選定し、指定管理者選定委員会の審査の結果、当該団体が指定管理者に選定されている。

(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク

- ◆指定管理者への指導監督は適正に行われているか。モニタリング評価は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理者から、月次報告書、年次報告書等を受理し、ヒアリングや協議も行った
り、適宜施設を訪問したりして、適切に業務の履行確認を行っている。
モニタリング評価は、マニュアル及び実施手順書に基づき適切に行っている。

(3) 指定管理料の算定及び支出の手続におけるリスク

- ◆指定管理料は、年度協定書、仕様書等に定める指定管理業務内容を実施する上で適正な金額を見積もって算定されているか。指定管理料の支出の手続は、年度協定書、仕様書等に規定されたとおり行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 指定管理料は、実績金額をもとに、必要な指定管理業務内容に見合うように算定し
ているとのことである。
指定管理料の支出の際は、年度協定書、仕様書等で定めた手続をとっている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

意見

- ① コロナ禍における施設の活用のための取り組みについて【住民福祉向上の視点】
新型コロナウイルス感染症の影響によって、市の対応方針によって貸館に制限が設けられたほか、中止となった事業もあり、施設の利用者数の減少がみられる。こうした状況において、施設へ集客せずに動画配信によって事業を行ったり、利用者懇談会をオンラインで開催するなど、コロナ禍においても利用者サービスの向上に向けた取り組みを実施している。今後も文化・芸術の振興を進めていくにあたり、ICTの活用などにも積極的に取り組み、利用者が活用しやすい事業や環境づくりに努めること。
- ② 利用料の収納等におけるキャッシュレス決済の活用について【効率性の視点】
貸館利用等における利用料金の収納については、規則上の制限もあってキャッシュレス決済の導入は行われていないとのことであるが、全国的にはキャッシュレス決済の普及が進んでいる状況にある。法的根拠を再度確認し、利用者の利便性の観点からも、四日市市文化会館等ともあわせて活用の検討を進めること。
- ③ 適正な事業報告書の作成について【効率性の視点】
令和3年度の事業報告書に記載されている正味財産増減計算書には、指定管理上の委託・提案事業に係る収入・支出が計上されておらず、四日市市文化会館の収支に計上されているとのことである。事業報告書の作成・提出にあたっては、所管所属と指定管理者が連携して十分に内容の確認を行い、適正な事業報告書の作成に努めること。

④ 経費の削減について【経済性の視点】

令和3年度の電気料金については、入札の結果、安価に抑えることができたが、昨今の光熱費等の高騰の影響から、今後も低額の電気料金を維持することは困難と想定される。様々な状況を見つつ、少しでも安くなるよう節約をしながら、経費削減に努めること。

⑤ 適切な備品管理について【有効性の視点】

備品について市から貸与されているものが多く、指定管理開始時においてはしっかりと確認を行っているが、今後も市の備品、財団の物品の区分を明確にするなど、適切な管理に継続的に努めること。

⑥ 三浜文化会館の効果的なPRについて【有効性の視点】

三浜文化会館のPRについては、市のシティプロモーション部や四日市市文化会館とも連携をとりながら、ホームページやSNSの活用等に積極的に取り組み、広く効果的な情報発信に努めること。

⑦ インボイス制度への適切な対応について【有効性の視点】

令和5年10月から開始されるインボイス制度に対し、インボイスの発行事業者登録は完了しているとのことであるが、関係する事業者の登録確認を行うなど、制度開始に向けた準備を適切に実施すること。

【シティプロモーション部 文化課】

意見

① 施設への冷暖房の整備について【住民福祉向上の視点】

三浜文化会館は、旧小学校を活用した施設であることから、冷暖房が備わっていない部屋も見られる。一度に整備することは困難とは思いますが、利用者の増加にもつながることから、教育機関も含めた市の他の施設への整備状況もみながら、冷暖房設備の導入について検討すること。

② 先進的な事例研究について【有効性の視点】

文化会館等の施設の指定管理については、現在は公募によらない特定による選定を行っているが、民間へ委託している自治体も含め、他市町の先進的な事例を取り入れることができないか、研究を行うこと。

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団・シティプロモーション部 文化課】

意見

① 指定管理者による適切な施設管理とその確認について【有効性の視点】

四日市市文化まちづくり財団は、三浜文化会館以外の指定管理も行っており、スムーズに業務を行うことができる一方で、市と指定管理者の間には適切な緊張感が保たれるべきである。市の備品、財団の物品の管理を含め、業務が適切に行われているかの確認を、所管課がいかに効率的に行うかということを意識しつつ、遺漏のないような形で指定管理業務の実施に、所管課・指定管理者双方で協力して取り組むこと。

② 指定管理制度導入に伴う新たな取り組みについて【有効性の視点】

三浜文化会館は令和3年度から指定管理制度を導入したが、指定管理制度の利点の1つに、従来の市直営ではできなかったことを新たに実施できるという点が挙げられる。開館日や利用時間を含め、市民サービスの向上に向けて従来とは異なる取り組みについても積極的に挑戦するよう努めること。

③ 事業収支における実施計画と指定管理料の適切な算定について【経済性の視点・効率性の視点】

令和3年度の事業の実施計画においては、支出が収入を上回っており、指定管理料では必要な経費を十分に賄えないような状態であると認識できる。実際に事業計画を立てる際には、真に必要な事業内容であるかを十分精査するとともに、必要な事業が行えるよう、適切な指定管理料の算定に努めること。

④ 広場（旧運動場）の活用について【有効性の視点】

三浜文化会館の駐車場は四日市市文化会館と比べると少なく、利用者の増加という点では支障となっている。新たに設置された東西駐車場の連絡路は広場の南寄りに位置しており、利便性の向上には課題が残る。広場を駐車スペースとして活用することについて、所管課と指定管理者とで整理を行い、利便性の向上に努めること。

⑤ 三浜文化会館についての表現について【有効性の視点】

三浜文化会館について、「第2の文化会館」と表現されることがあるが、芸術・文化全体を三浜文化会館で表現することは、規模の面から言っても難しいと考えられる。「第2の文化会館」との表現については、再度検討を行うこと。